

第35回あきる野市都市計画審議会議事録

日 時： 令和3年12月24日（火）
午後3時00分から
午後4時15分まで
場 所： あきる野市庁舎5階 503会議室

あきる野市都市計画審議会

第35回あきる野市都市計画審議会議事録

令和3年12月24日（火）

午後3時00分から

午後4時15分まで

あきる野市庁舎5階

503会議室

出席者 委員 町田修二、坂本勇、松村博文、甲野富和、宮田明、合川哲夫、
天野正昭、臼井建、大久保昌代、たばたあずみ、
甲斐重孝（代理 交通課長 小崎和人）、
小原重政（代理 警防課長 伊東浩一）、
高橋宏彰、河野禎徳、網代和夫

市（事務局）有馬都市整備部長、山本都市計画課長、
野口課長補佐（計画係）、内田主任（計画係）
井上主事（計画係）、加藤主事（計画係）、笠井主事（計画係）

議事日程

1 開 会

2 再任及び変更委員のご紹介

3 議 事

諮 問 案 件

- ・秋多都市計画生産緑地地区の変更について

4 そ の 他

関 連 事 項

- ・特定生産緑地の指定について（意見聴取）

報 告 事 項

- ・都市計画マスタープラン（素案）の概要について

5 閉 会

事務局

年の瀬も押し迫り、本日は、大変お忙しいところ、第35回あきる野市都市計画審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、委員の席の間にパーティションを設置させていただいており、また窓と扉を開放させていただいております。寒いようであれば、ご自身で対応をしていただきますようお願いいたします。

また、事務局においてもマスクを着用させていただいておりますのでご了承ください。

ただ今から、第35回あきる野市都市計画審議会を開催いたします。本日、司会進行を務めます、都市計画課課長補佐の野口と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、事務局職員の異動がございましたので、報告させていただきます。

都市整備部長の有馬でございます。

担当職員の笠井でございます。

それでは、日程に基づき進行させていただきます。

現在、参集いただいている委員さんは15名でございまして、あきる野市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づき、会議は成立しております。

再任及び変更委員のご紹介でございます。

任期満了及び人事異動に伴いまして、委員の再任及び変更がございましたので、ご紹介させていただきます。

恐れ入りますが、お名前を読み上げますので、ご起立と一言ごあいさつをいただきたいと思います。

初めに、あきる野市議会から任命させていただきました、委員の皆様を紹介させていただきます。

合川哲夫様。

(合川哲夫様 挨拶)

事務局

続きまして、天野正昭様でございますが、現在遅参の状況でございますので、また改めましてご紹介させていただきます。

続きまして、臼井建様。

(臼井建様 挨拶)

事務局

大久保昌代様。

(大久保昌代様 挨拶)

事務局

たばたあずみ様。

(たばたあずみ様 挨拶)

事務局

ありがとうございました。続きまして東京都の職員の委員の方のご紹介になります。
西多摩建設事務所長の高橋宏彰様

(高橋宏彰様 挨拶)

事務局

続きまして、東京都 多摩建築指導事務所 建築指導第三課長 河野禎徳様でございます。

(河野禎徳様 挨拶)

事務局

続きまして、東京消防庁 秋川消防署長 小原重政様になりますが、
本日は秋川消防署 警防課長 伊東浩一様にご出席いただいております。

(伊東浩一様 挨拶)

続きまして、警視庁 福生警察所長 甲斐重孝様になりますが、
本日は福生警察署 交通課長 小崎和人様にご出席いただいております。

(小崎和人様 挨拶)

事務局

ありがとうございました。

続きまして、議事に入る前に、本日使用する資料の確認をさせていただきます。

はじめに、先日配布させていただき、お持ちいただいた、第35回あきる野市都市計画審議会諮問資料になります。

続きまして、本日、お手元に配布させていただきまして、日程、委員名が、それぞれA4版で1枚ずつとなります。

それでは、これより、議事に入ります。議事進行につきましては、あきる野市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長が議長になっておりますので、会長よろしく願いいたします。

会長

それでは、お手元の日程により議事を進めさせていただきます。あきる野市都市計画審議

会運営要領第13条第3項では、会議録の署名について議長及び議長が指名する委員となっておりますので、指名するに当たっては、名簿順に指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の署名人は、大久保委員にお願いいたします。

議事に入ります前に、本日、傍聴にお越しの皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策としてマスクの着用、手指の消毒にご協力いただき、ありがとうございます。傍聴にあたりましては、傍聴券の裏面にあります注意事項を遵守いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは議事に移ります。市長から諮問のあった「秋多都市計画生産緑地地区の変更」を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、秋多都市計画生産緑地地区の変更について、お手元の諮問資料に基づきまして説明させていただきます。

お手元の資料につきましては、1ページから4ページまでが計画書、5ページは理由書、6ページ以降につきましては、計画図となっております。

はじめに、現在の計画図の訂正に関連する変更となります。

資料1の1ページの計画書の「第2 その他」をご覧ください。

地区番号343の地区名「新宿上」につきましては、計画図に示す区域に誤りがあったことから、区域の訂正を行うものであります。訂正につきまして、恐れ入りますが、正面スクリーンをご覧ください。お手元の資料ですと、11ページになります。

計画図の中央右側、横線状のハッチで示しております343になります。以前、この地区の一部区域を削除した際、修正に誤りがあったものです。この計画図は、訂正後の区域全体を示しております。

資料1の1ページの計画書にお戻りください。

「第3 削除のみを行う位置及び区域」をご覧ください。

こちらの13地区について、地区の全部又は地区の一部を削除するもので、面積は、合計で約19,300平方メートルとなります。

削除する事由としましては、買取り申出による行為の制限解除に伴うものが10件、都道の整備によるものが1件、土地区画整理事業の実施による仮換地指定に伴うものが2件となっております。

次に、2ページの「第4 追加のみを行う位置及び区域」をご覧ください。

農業者の申出により、都市農業の振興や良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地について、4地区、約2,220平方メートルを指定するものです。

次に、3ページをお開きください。新旧対照表になりますが、ただ今ご説明いたしました削除と追加のほか、面積精査による軽微な変更を併せまして、全25地区の変更を行うものです。

次に、4ページをお開きください。

今回の変更によりまして、現在の373地区、面積約67.01ヘクタールを、367地

区、面積約65.43ヘクタールに変更するものです。

続きまして、変更箇所の詳細につきまして、地区別に、計画図でのご説明をさせていただきます。

資料5ページにつきましては今回の変更の理由書となっております。変更理由につきましては、先ほどご説明をさせていただきましたので省略させていただきます。

資料6ページをお開きください。

図面中央やや右上側の地区番号20になります。

相続に伴う行為制限解除により、地区の一部約1,060平方メートルを削除するもので、変更後は、約9,570平方メートルになります。

続きまして、図面中央下側の地区番号33になります。

相続に伴う行為制限解除により、地区の一部約1,340㎡を削除するもので、変更後は、約2,290㎡となります。

続きまして、先ほどご説明いたしました地区番号20の東側の地区番号36になります。

都道の整備により、地区の一部を削除するもので、面積過小のため、計画書上の面積変更はございません。

資料7ページをお開きください。

図面中央の地区番号77になります。

主たる農業従事者の身体の故障に伴う行為制限解除により、地区の全部約1,170平方メートルを削除するものです。

続きまして、ただ今ご説明いたしました地区番号77の南側の地区番号78になります。

主たる農業従事者の身体の故障に伴う行為制限解除により、地区の全部約1,180平方メートルを削除するものです。

資料8ページをお開きください。

図面中央下側の地区番号91になります。

相続に伴う行為制限の解除より、地区の全部約780平方メートルを削除するものです。

続きまして、図面中央上側の地区番号103になります。

主たる農業従事者の身体の故障に伴う行為制限解除により、地区の全部約1,230平方メートルを削除するものです。

資料9ページをお開きください。

図面中央右側、格子状ハッチで示しております地区番号150になります。

農業者の申出により、新たに、約300平方メートルを追加するもので、変更後は、約1,390㎡となります。

続きまして、図面中央左側の地区番号164になります。

相続に伴う行為制限の解除により、地区の全部約520平方メートルを削除するものです。

資料10ページをお開きください。

図面中央やや右上側の地区番号370になります。

農業者の申出により、新たに、約420平方メートルを追加するもので、変更後は、約1,280平方メートルとなります。

続きまして、図面中央やや左下側の地区番号375になります。

主たる農業従事者の身体の故障に伴う行為制限解除により、地区の一部約1,030平方

メートルを削除するもので、変更後は、約1,470平方メートルとなります。

資料11ページをお開きください。

図面中央左側、格子状のハッチで示しております地区番号396になります。

農業者の申出により、新たに、約220平方メートルを追加するもので、変更後は、約1,590平方メートルとなります。

資料12ページをお開きください。

図面中央の地区番号478になります。

相続に伴う行為制限解除により、地区の一部約910平方メートルを削除するもので、変更後は、約1,490平方メートルとなります。

資料13ページをお開きください。

図面中央の地区番号494になります。

主たる農業従事者の身体の故障に伴う行為制限解除より、地区の全部約860平方メートルを削除するものです。

資料14ページをお開きください。

地区番号の529及び532の2地区につきまして、一括して説明させていただきます。

この2地区は、現在、市施行で進めております土地区画整理事業地内の生産緑地でございます。

当該地区の生産緑地につきましては平成27年度および平成30年度に追加指定をしております。今回第2回の仮換地指定を受けたことにより、従前地にあります既指定の生産緑地地区につきまして、一度削除を行っております。また、引き続き換地先において生産緑地の指定の同意がいただけた方につきまして、指定申請により生産緑地の追加を行っております。

計画図をご覧ください。黒塗りで表現されております部分が今回仮換地を受けた既指定の生産緑地の削除をする地区をあらわしています。格子状のハッチの部分につきましては換地先で生産緑地の指定を行う地区でございます。ドットで表してありますハッチにつきましては従前地の削除と換地先の指定とが重複をしている地区になります。

これらの削除及び追加について、2地区をあわせまして、約9,220平方メートルの削除及び約1,280平方メートルの追加を行うものでございます。

変更の説明については以上となります。

ただ今、ご説明させていただきました都市計画の変更案につきましては、都市計画法第19条第3項の規定に基づく東京都協議において意見をいただいております。東京都の意見でございますが、「今回の生産緑地地区の変更につきまして、武蔵引田駅北口土地区画整理事業施行区域については、生産緑地地区の追加を積極的に推進するとともに、市域全体においてもさらなる追加を推進することが望ましい」との昨年と同様の意見が都よりございました。

当市といたしましてはこの意見を踏まえ、引続き、緑地機能及び多目的緑地機能の優れた農地等を計画的に保全するため、積極的な生産緑地の追加指定を推進するとともに、農業委員会と連携し、都市農地貸借円滑化法を活用しながら、市民農園や新規就農者への貸借による維持・保全を図っていくこととします。

また、同法第17条第1項の規定に基づき、11月16日から11月30日までの2週間、都市計画案の縦覧に供したところ、住民、利害関係者より意見書の提出はございませんでした。

た。

説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、質疑に移ります。質疑のある方は挙手を願います。

委員どうぞ。

委員

すみません、図面の9番ですね。引田のところがちょっとひっかかるので、ここを少しお聞きしたいと思います。これは区画整理があるのを承知の上で、一気に生産緑地に指定した部分の一部がまた解除になるということだと思ってます。前回は削除があったのですが、今回と前回とで一気に指定した部分から、どれだけ削除になるのか、パーセンテージでもかまいませんが、教えていただけますか。

会長

はい、事務局。

事務局

お答えします。削除については、9、220平方メートルという形になろうかと思うのですが、今回削除ということで、従前地の9、220平方メートルにつきまして、仮換地後の減歩に伴い、四捨五入しまして約7、400平方メートルぐらいになっております。その仮換地後の7、400平方メートルに対しまして、指定の方が1、280平方メートルという形で、仮換地後の指定の割合的には、17.4パーセント程度となっております。以上でございます。

町田会長

はい、委員どうぞ。

委員

ちょっと難しくてよく分からなかったのですが、要するに、一気に指定した分の17.4パーセントだけが、今回削除になるという理解だということですか。

会長

はい、事務局お願いします。

事務局

すみません、わかりにくくて。今回の二回目の生産緑地の変更なんですけれども、従前地の生産緑地がですね、9、220平方メートル程度ありまして、それが仮換地指定によって、減歩を受けまして、約7、377平方メートルになっております。これを基に、1、280平

方メートル指定されたということで、こちらの仮換地後に対して、17.4%が1,280平方メートルという形になります。

会長

はい、委員どうぞ。

委員

すみません、私の質問が上手ではなくて。ちゃんと伝わってなかったかと思います。この区画整理の計画にしてから、結局市街化調整区域が外れて、状況が変わったので、一気に生産緑地にした部分があった訳です。その中から、今回また削除になるのかなと思っていますので、一気に指定していった分の中から、今回の9,200平方メートルが前回指定した分の何%にあたるのかということなんですけど。お願いします。

会長

はい、事務局どうぞ。

事務局

お答えさせていただきます。指定書の方で約9,200平方メートルを一度削除しますとなっております。この中には、区画整理事業の仮換地ということで減歩、つまり公共施設に変わるものとして約1,800平方メートル、それ以外の仮換地に伴って減歩された後の数字というものが約7,400平方メートルになります。削除した割合ということでございますと、仮換地後の数値で計算させていただきますと、83パーセント弱が、削除のパーセンテージということになります。

委員

はい、委員どうぞ。

委員

はい、ありがとうございます。83パーセントが削除になるということで、かなり一気に削除されることになってしまったなという風に思います。まだ残ってる部分もありますけれども、こちらの方はまだしばらく、例えば区画整理がこの先進んでも、農業を続ける意向であるという風に理解してよろしいのでしょうか。

委員

はい、事務局お願いします。

事務局

前回と今回の仮換地指定に伴って、生産緑地の変更を行いまして、まだ一部、仮換地の指定を受けてない生産緑地がございます。そちらにつきましては、現在生産緑地としての位置付けは残っておりますので、都市農地としての機能は残っていると。こちらについて、仮換

地指定に伴いまして、今後また変更等という形が生じることが考えられます。以上でございます。

会長

はい、委員どうぞ。

委員

はい。要するにまだこの先も更に削除になっていく可能性があるよということなのかなと思いました。今回削除をして追加を行う区域は、さらに追加が入って、おそらく横の長い削除のみを行う区域のところをとって、それをつけることで、きれいな形にして、このまま農業を続けようということかなと思うんですけど、農業ゾーン以外のところでも、この先も農業を続けていくということを認めていくということによろしいですか。

会長

はい、事務局。

事務局

おっしゃった通り、生産緑地集合街区以外でも認めていくという考えでおります。

会長

はい、委員どうぞ。

委員

すみません。そうですね、色々な地域で本当だったら農業地域、農業ゾーンだけで農業を固めちゃうという形ではなくて、やはりあちこちに農業をやるところが残っていてくれば、元の雰囲気但至少でも残るというような話は当初からあったので、残ってくれるのはありがたいなと思います。ただ、やっぱりこれだけ83パーセントも削除になってしまうという状況を見ますと、やはり、言葉は悪いのかもしれませんが、税金対策ととられかねないような方法だったという風にやはり思いますし、これは生産緑地をそういった利用の仕方にしてしまうということは、一生懸命農業をやっている方に対して非常に失礼だということ、これまでも指摘してきた部分かと思います。東京都からも追加推進が望ましいという話だったんですけども、先ほども残っている部分も変更が生じることがあると考えられると、これを何とか残してもらおうと思って頑張りますというような意志が全然感じられなかったのも、本当にこのやり方では生産緑地の使い方、非常に誤解が生じてしまう、悪い前例を作ってしまうことになると思いますので、これは追加指定と言われる当然のことなんですけれど、そこは本当に努力する必要があると思います。この区域に関しては、私は削除に賛成しかねます。以上です。

会長

はい、他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特にご質疑のある方はいらっしゃらないようでございますので、それでは以上で質疑を終了させていただきます。本案につきまして、ご異議なしの方の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

ありがとうございます。賛成挙手多数でございますので、あきる野市都市計画審議会条例第5条第4項の規定によりまして、委員の過半数の異議なしの賛同を頂きました。本案につきましては、異議なしと決することといたします。

続きまして、関連事項でございます。特定生産緑地の指定につきまして、事務局説明をお願いします。

事務局

それでは、特定生産緑地の指定について、ご説明させていただきます。

本案件につきましては、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、当該生産緑地に係る農地等利害関係人の同意が得られた95地区の生産緑地を、生産緑地法第10条の2第1項の規定に基づく特定生産緑地として指定することについて、意見を伺うものでございます。

お手元の資料につきましては、資料2-1、1ページから5ページまでが指定書、6ページから22ページまでが指定図となっております。具体的な説明につきましては、資料2-2を中心に特定生産緑地の制度がどのようなものであるかも含めまして、ご説明さしあげたいと思います。

前のスライドをご覧ください。お手元の資料の場合、資料2-2でございます。昨年度末の都市計画審議会の意見聴取の際にも説明をさせていただいておりますが、新たに委員になられた方もおられるため、改めて特定生産緑地制度についてご説明いたします。

こちらにつきましては、まず1番の背景と2番の法改正の部分でございますが、生産緑地地区につきましては、指定から30年を経過するといつでも買取り申出が可能となります。当市では、旧秋川市の区域が平成4年11月に指定をしましたので、令和4年に指定から30年を迎えることとなります。ニュースなどでも2022年問題ということも言われておりまして、急激な宅地化が懸念されることから国において生産緑地法の一部改正を行い、現在の生産緑地地区の買取り申出期限を10年延長する制度でございます。

3番の市の対応方針といたしましては、昨年度に引き続き指定から30年を迎える生産緑地のうち今後も良好な営農環境の継続が見込まれる農地を対象に、特定生産への移行を進めていくところでございます。

続きまして、4番の生産緑地地区の指定の状況でございます。

表の一番上の部分でございますが、現在、特定生産緑地の指定対象の生産緑地地区につきましては160地区、約28.68ヘクタールでございます。これらのうち、昨年度に特定生産緑地に指定しているものが83地区で12.68ヘクタールになります。

生産緑地法では、農地等利害関係人、つまり土地所有者等にあらかじめ同意を得なければならないと規定されておりまして、残りの地区の生産緑地地区の所有者等の方の意向について確認した上で、同意が得られました95地区、13.44ヘクタールにつきまして、今回、第2回目として手続を進めているところでございます。

なお、特定生産緑地の移行率につきましては、今回指定予定の地区を含めまして、面積ベースで91.07パーセントとなっております。

次に指定書・指定図について説明いたします。前のスライドもしくはお手元の資料の資料2-1の表紙をめくりまして1ページをご覧ください。こちらは特定生産緑地につきましての指定（案）でございまして、こちらが指定の一覧でございます。今回、95地区全てについて説明を申し上げるところではございませんが、表の見方などをご説明させていただきたいと思っております。

例えば、表の左側から2列目、番号の4つ目でございますが、「7-1」というふうに記載されております。番号のつけ方といたしましては、生産緑地地区の番号の「7」でございまして、生産緑地地区との違いを示すために「1」と表しております。

表の右側から3列目でございまして、「申出基準日」とあります。これは先ほど少し説明をさせていただきましたが、当初指定された日から30年が経過する日でございまして、平成4年の指定につきましては、西暦2022年11月1日、令和で申しますと、令和4年11月1日になっているところでございます。

先ほどの番号7-1につきましては、草花字下モ御堂地内に位置しておりまして、もとの生産緑地地区といたしましては約6,090平方メートル、このうち約1,250平方メートルを特定生産緑地に指定するものでございます。こちらの地区につきましては昨年度に既に指定をしている区域がございまして、こちらの4,830平方メートルに合わせて6,080平方メートルが特定生産緑地として指定されることになります。

こちらにつきまして、図面番号（1）に区域を示しております

スライド変わりましてこちらが指定図となっております。お手元の資料の場合、資料2-1の6ページをご覧ください。こちらの右上でございまして、17分の1というふうに図面番号を振らせていただいております。その中の左側中央の部分の太線で囲まれた範囲内が生産緑地地区でございまして、このうち、中央の目の細かいハッチングのかかった部分につきまして特定生産緑地に指定するものでございます。

左右の目の粗いハッチングの部分につきましては、先ほどご説明しました昨年度に指定しました既指定区域でございまして、また、生産緑地地区の左側にございます拡大図の白抜きの箇所につきましては、今回指定の対象外である生産緑地地区でございまして、これらは見た目は一体の農地でございますが、生産緑地の指定年度や、特定生産緑地への指定の状態により、同じ地区内で特定生産緑地への移行の状況等がそれぞれ異なってくるためこのような図示の仕方となっております。

以上のような形で、全部の95地区を今回指定するものでございます。

最後に、先ほどのスライドに戻って説明します。お手元の資料の場合、資料2-2をご覧ください。

5番のスケジュール等（経緯と今後の予定）でございまして、今年度の指定につきましては、申請を令和3年4月から7月末までとさせていただきます。申請は受付を終了しております

すが、来年1月予定の公示後、延長の意向なしだった方がやはり特定生産緑地にしたいとの相談があった場合は、申出基準日到来までに手続が間に合う場合のみ、申請書を受理し指定を行う予定でございます。特定生産緑地制度は、買取り申し出期限を10年延長する制度であり、都市計画法による法定手続きを要するものではありませんが、都市計画審議会の意見を聴取するものとなっておりますので、本日、本審議会でご意見を伺いまして、来年1月中旬頃に指定告示及び農地等利害関係人に指定通知を行う予定でございます。

今回の特定生産緑地の指定にあたりましては、秋川農業協同組合様や農業委員会の皆様と連携し事務を進めて参りました。秋川農業協同組合様におかれましては、会場を借りて共同での個別説明会の開催や指定申請書の作成・申請等のご協力をいただきました。農業委員会の皆様におかれましては、地区の農業委員の方々に個別に所有者を訪問し指定意向の聞き取りをしていただく等、多大なご協力をいただきました。

この場を借りて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

説明は以上となります。よろしくお願い致します。

会長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。本件につきましては都市計画決定案件ではございませんので採決はいたしません。意見を聴取することになっておりますので、質疑及び意見のある方は挙手をお願いします。

委員

ただいま説明をいただきましたが、ご案内にあるとおり特定生産緑地の指定につきましては、生産緑地の制度ができて指定をしてから30年が経過するにあたり、これまでどおり生産緑地として農地を使用したいという方が10年間新たに指定を受けるという制度だと認識しています。

正直な話、指定をすることについてはかまいませんが、やはり、生産緑地というのは農業を続けていくということが大前提になろうかと思います。そこで疑問に思うのは、今後10年間農地として続けられるのか、家族構成等そういったところなどをしっかり把握して指定しているのかというところを疑問に感じています。現実によく見ていると、農地として耕作していないような状況が見受けられるということが往々にしてあると感じています。畑の代わりに栗の木とか梅の木とかあるいはブルーベリーを植えるとかでやられているかたは良いかと思いますが、農地としてやっているのか疑いたくなるような状況が見受けられるということがあるように思われますが、そういったところのフォローというのをどのようにしていくのか、というのが必要ではないかなと思います。そのあたりの状況や対応についてお聞かせ願いたい。

事務局

お答えします。委員のご指摘のようなことも、多少ながら、耕作が不十分というところも現実的にございます。今回特定生産緑地の申請の受付に当たりまして、申請者とのお話の中で、高齢者が申請される場合、ご家族の方の営農状況などを確認し、今後10年間必ず続けていけるのかどうかというのを確認して申請を受理しています。また、都市計画課、農業委

員会事務局、課税課を含めまして年数回生産緑地のパトロールを行っておりまして、耕作不十分とみられたところにつきましては農業者に状況を確認し、耕作してもらう。高齢等の事情でなかなか耕作が難しいというところにつきましては、平成29年の法改正で生産緑地地区の貸し借りが出来るようになりました、都市農地貸借円滑化法でございしますが、そういった法制度を活用いたしまして、農業者への貸借または市民農園の開設などといったものができるというのをご案内しつつ、今後とも農業委員会と連携を図っていきたいと思います。

委員

説明はよくわかりました。なかなかこれは難しい問題だというのがあってはないかと思っています。委員が先ほどお話ししたように税金対策という面もある面ではあるのだらうと思いますが、そういった状況のなかで税金を納めるのも大変だということがあるんだらうと思いますが、そう強い態度では市の行政としてもなかなか難しいのかなと思うわけです、そこで農業委員の皆様方と連携をとっていただいてなるべく農業を続けるようにしていただきたいということを望んで質問を終わります。

会長

ご意見ということでよろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。
委員どうぞ。

委員

移行率91パーセントということで大変な努力をしていただきまして、感謝しております。
心配事が一つございまして、というのは私どもが五日市と秋川で合併したときに生産緑地制度が旧五日市町にも入ってきました。その時に何ら連絡がなく合併したときに大変な思いをしてこの生産緑地制度を説明しました。そのときにどうしても知らなかった人が出てしましまして、今回の特定生産緑地はあとから出来ないということで、該当者の方々とコンタクトが一度でも出来ているのかどうか、確認をさせていただきます。

事務局

お答えします。今回秋川地区の生産緑地を特定生産緑地に指定するということで手続を進めて参りましたが、こちらにつきましては全地権者に対して意向調査を行っております。昨年度の時点で申請のあった方に対しては行っておりませんが、申請のあった方を除いた方につきましては再度指定申請用紙を送付し、意向確認書をお送りしまして回答をいただいております。今回指定される方については問題ありませんが、残りの9パーセント弱の方につきましては市の職員、JAの職員さん等ご協力いただき、全員意向をとっておりまして、漏れはございません。

会長

他にいかがでしょうか。
委員どうぞ。

委員

遅参しまして申し訳ございませんでした。

今私たちが議論している場は都市計画審議会ということでございます。ここで生産緑地ということで農業の方に関係してきまして、そのことは理解してはおるんですけども今、我々のなかでは防災の観点からもこれだけの住宅街があるところに空き地がきっちり残っているということは非常に重要なことであるのではないかと考えております。農地というだけで見るのではなく防災の避難場所として見るという観点も必要になってくるのではないかと思います。これを税金対策だからというだけで、ダメだ無しだとしてしまうと農地を持てなくなって全部小さい家が建つように売られてしまう、そうすると都市計画そのものがバランスのとれたものではなくなってしまうような気がします。私は生産緑地が農業のことが話になるのはよく理解していますが、今後都市を計画していくなかでこの空き地というのが重要になってくるのではないかと思います。これは意見です。

会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

委員どうぞ。

委員

今、二人の委員がおっしゃっていた中で気になったので、この後特定生産緑地に指定したところというのは自分で耕作できない場合、市民農園のようにして、貸して耕作してもらうことが出来るという理解でよろしいでしょうか。

会長

事務局どうぞ。

事務局

委員のおっしゃるとおりでございます。

会長

他にいかがでしょうか。委員どうぞ。

委員

そこはすごく大事なところだと思います。やはり税金対策だけになってしまうのは望ましいことではないですし、かと言ってどんどん住宅にしてしまうというのも、せっかくこれだけのどかなあきる野で、もったいないことだと思っています。ただ放置してしまうとか放置気味で栗畑になってしまうという状況よりも一般の人に貸して耕作してもらって、せっかくいい畑としてもともと使っていた土地ですので、是非そういった形で農地農業が続く形にしたいと思っています。さきほどもそういったかたちで使っていただけるようにご案内もしていくというお話だったので是非そここのところ頑張りたいと思っています。意見です。

会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ただいまいくつかご意見いただきましたので、いただきましたご意見につきましてはとりまとめをさせていただきます。私のほうから市長へ回答いたしたいと思います。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは次に入ります。事務局からの報告事項に移ります。都市計画マスタープランの素案の概要についての報告でございます。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、「あきる野市都市計画マスタープラン（素案）の概要」について、報告させていただきます。

都市計画マスタープランは、市の都市計画に関する基本的な方針を示すもので、法定計画の位置付けとなるものであります。計画策定に当たりましては、令和2年4月に策定した骨子をもとに、市の総合計画や東京都の定める都市計画区域マスタープランなどの上位計画と整合を図り、策定するものであります。

計画の構成につきましては、本市の都市整備に関する「現況と課題」の整理に基づき、まちづくりの理念や将来像を設定し、市域全体の土地利用や交通などの都市整備分野の整備方針を示す「全体構想」、市域を6つの地域に分けてそれぞれの整備方針を示す「地域別構想」、これらの方針を実現するための「実現化方策」を定めております。

それでは、A3横の資料、「あきる野市都市計画マスタープラン（素案）の概要」をご覧ください。

1ページ目、資料左上、「都市計画マスタープランの役割等」をご覧ください。

都市計画マスタープランは、都市づくりの基本的な考え方や都市基盤施設等の方針を明らかにし、具体的な都市計画を定める際の総合的指針です。

計画期間といたしましては、令和4年から概ね20年後とします。これは、都市計画がその実現に時間を要するものであり、中長期的な見通しをもって定められるものであることや上位計画となる「都市計画区域マスタープラン」において、概ね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的方向を定めることが望まれているためです。

なお、都市整備の進展や社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、計画期間内においても必要に応じて見直しを行います。

続きまして、「1. 市の現況と課題」をご覧ください。

現況を都市の「活力」、「うるおい」「安全・安心」の3つのカテゴリーで整理し、各項目ごとに課題を受けた「改定の方向性」を整理しております。

また、まちづくり懇談会の開催概要及び主な結果についても整理しております。

続きまして、「2. まちの将来像とフレーム」をご覧ください。

本市のまちづくりに関する現況・課題やまちづくりの潮流、資源等を踏まえるとともに、総合計画、まちづくり懇談会での意見等を反映し、まちづくりの理念として、5点ございます。

1点目は「将来の都市政策に大きな影響を及ぼす課題の解決」

2点目は「地域資源を活用したブランド力の高いまちづくり」

3点目は「地域特性を生かした都市機能の向上」

4点目は「市民ニーズに応え、都市を賢く使う」

5点目は「他施策と連携した都市づくり」であります。

理念や総合計画基本構想の将来都市像、まちづくり懇談会の意見等を踏まえ、将来像を設定しております。素案では、2案お示ししております。委員皆様からのご意見なども踏まえて、設定したいと考えております。

まちづくりの目指す姿（目標）につきましては、まちづくりの理念と将来像を実現するため、5点ございます。

1点目は「本格的に進む少子高齢化に対応した住み続けられるまち」

2点目は「広域交通基盤等を生かした活力のあるまち」

3点目は「自然環境が保全され身近な緑が充実したまち」

4点目は「安全・安心が強化された快適なまち」

5点目は「市民の参画による公共と協働のまち」であります。

続きまして、資料右側をご覧ください。

将来の人口フレームにつきましては、総合計画基本構想に即し設定を予定しております。

将来都市構造につきましては、人口減少社会において、市民の生活を支える様々な都市機能や居住機能を地域特性に応じて、拠点等に再編・集約し、交通基盤により連携する集約型の地域構造を目指します。

都市構造は、都市の骨格を形づくるための概念であり、これに即して、土地利用の誘導や都市づくりの各分野の整備を進めていきます。交通の結節点であり都市機能が集積する「拠点」と、これら拠点を連携させ、拠点間のアクセス、拠点間の役割分担を可能とする、基幹的な交通ネットワークとその沿線に諸機能の集積や機能の連担を図る骨格的な「軸」を位置付けます。

設定に当たりましては、都市の骨格的な構造の維持として、これまでの都市計画に位置づけられている都市軸や広域交通基盤、既存の拠点といった骨格的な都市構造を踏まえ、更なる市内の回遊性や周辺自治体との連携を強めること、また、隣接する拠点との結びつきの活用として、人の動きが市内外に広がっている現状や広域交通基盤の状況を踏まえ、これらを活用し、隣接する他自治体の拠点との結びつきを生かすことにより、市民の暮らしやすさや観光客を引きつける力を強化する都市構造としております。

拠点の構成といたしましては、各駅を拠点と位置づけるとともに、現行計画も踏襲し、産業拠点、観光レクリエーション拠点、緑と憩いの拠点を位置づけております。

軸の構成といたしましては、本市を東西に貫く JR 五日市線、秋 3・3・3 号新五日市街道線により、各拠点を連携させ、軸状の都市機能集積を都市軸と位置づけ、都市基盤の整備や土地利用の誘導を進めていきます。

また、本市を南北に貫く圏央道や国道 411 号により、本市と周辺都市や首都圏の主要都市と連絡され、産業や交流の促進が期待されることから、これらの沿道一帯を交通軸と位置付け、広域交通ネットワークを生かした機能の集積や土地利用を図ります。

続きまして、資料の 2 ページ左側、「3 全体まちづくり方針」をご覧ください。

現行計画における 10 の分野を生かしつつ、成熟した都市への移行をテーマに、「活力」、「うるおい」、「安全・安心」の 3 つのテーマを横断的に検討し、11 の方針を設定しており

ます。

また、それぞれの方針につきまして、現況や現行計画の達成状況から課題を挙げ、基本的な考え方や方針を定めております。

構成の主な変更点といたしましては、観光まちづくり方針を新たに方針として位置付けるとともに、供給処理施設整備の方針を環境まちづくり方針と改めております。

観光まちづくり方針を位置付けた理由といたしましては、観光入込客数（特に宿泊客）が増加していることや圏央道周辺における交通量の増加率が高く、道路整備とともに圏央道を活用したまちづくりなどが必要と考え、滞在型観光施設の整備促進や広域交通網を生かした観光の拠点づくりなどを改定の方向性とし、位置付けを行うものです。

また、環境まちづくり方針を位置付けた理由といたしましては、二酸化炭素の主要な排出源となるエネルギー消費について、交通（自動車）、家庭での二酸化炭素排出量が比較的高い傾向があることや、生物多様性や地球温暖化などの、新たな環境問題に配慮した持続可能な整備が求められることから、二酸化炭素の削減に向けた都市構造（集約型）や土地利用の検討（公共交通利用の促進）など、豊かな自然と人とが共生した環境への負荷の少ない持続的都市形成を改定の方向性とし、位置付けを行うものです。

続きまして、資料右側の「4 地域別まちづくり方針」をご覧ください。

前計画における区分を踏襲し、市域を6つの地域に分け、各地域の将来像や具体的な施策を示しております。

各地域の将来像につきましては、現行計画の将来像を踏まえるとともに、令和元年度に実施した、地域別まちづくり懇談会での意見を参考とし、各地域のまちづくり方針の内容等を考慮して設定しております。

また、地域別まちづくり方針では、地域の主要な課題を整理するとともに、個別の整備方針を立てております。

続きまして、「5 実現化方策」をご覧ください。

実現化方策では、まちづくりの実現に向けて、まちづくりの推進体制や具体的手法などを示しております。

なお、各方針に関する内容などにつきましては、策定検討部会、東京都関連各部署と調整を行っております。

最後に、「今後の予定」をご覧ください。

昨年度の都市計画審議会において、「都市計画マスタープラン改定スケジュールの変更について」ご説明させていただきました。

本来であれば、今年度中の計画策定を予定しておりましたが、上位計画である総合計画が国土強靱化地域計画を一体的に策定することとなり、策定期間を年度末としたため、この総合計画と計画内容等について、整合性を確保する必要があり、年度内の計画策定が困難であることから、都市計画マスタープラン改定の策定期間を令和4年度中に変更させていただくところでございます。

今後の予定につきましては、今年度、原案を作成するとともに、3月頃にパブリックコメント等を行い、必要に応じ修正を行った後、6月頃に本都市計画審議会に諮問をさせていただきます。

また、本日報告させていただきました、あきる野市都市計画マスタープラン（素案）に関

しまして、ご意見等ございましたら、令和4年1月7日（金）までにいただければと思います。期間が短く申し訳ありませんが、ご協力の程よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

会長

はい、ありがとうございました。報告事項ではございますが、ご質問ございましたら、挙手をお願いします。はい、委員どうぞ。

委員

何度もすみません。都市計画マスタープラン素案の3-13の横に長く広げる地図なんですけれども、真ん中よりちょっと手前に折り込んであるものがあると思うんですけど、この右側の東秋留よりちょっと下のあたりの秋3・3・9なんですけれども、八王子の方に行ってから矢印がないのは何か意味があるのでしょうか。一つだけ、もうちょっと聞かせてください。

会長

はい、事務局お願いします。

事務局

お答えさせていただきます。今委員がおっしゃいました秋3・3・9号線、ちょうど一番八王子寄りのところで矢印が切れてるということでございますが、こちらにつきましては、八王子市側に都市計画の計画線がないので、そこで止めているといった状況でございます。

会長

はい、委員どうぞ。

委員

そうすると、この先がどうなるのか分からないのかなと思うとちょっと心配なんですけど、今は橋の架け替えも始まるということでやっているの、そのあたりはどうしていくのか、その先の道路がないので作っても仕様がなくて、そのあたりをきちっと整合性つくようにやっていただきたいということが一つ。それから武蔵引田駅のところの秋3・4・13号線ですね、秋3・3・3につながって終わってしまうのですけれども、ここはオーバースの計画が多分まだ東京都の計画で残っていると思います。ここをオーバースにする意味というのが、考えても考えても私には釈然としなくて、するんだったら国号411号、滝山街道ですね、ここだったらオーバースなりアンダーなりにして、通りやすくしていく、渋滞解消というのは必要だと思うのですけれども、秋3・4・13号線についてはこの先区画整理が進んだとしても、そんなに多くの車が通るという風に、そこまでお金をかける必要があるのかなというのはいまだに疑問ですので、是非このところは見直しをしていただきたいなと思います。意見です。

会長

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

ちょっと気になったので、私から一つだけ。まちづくりの理念のところに、「市民ニーズに応え、都市を賢く使う」と書いてあるんですけどね。都市を賢く使うというところが、どうもピンとこないんですよ。これは概要の表記ですから、本文をよく見てみないと分からないかもしれないんですけども。この辺のところの伝え方を少し工夫していただきたいなど。それと総合計画を急ピッチで検討していますよね。そのまとめが近々ですし、国土強靱化計画を今セットしようとしていて、強靱化計画をやるということは、非常にいいことという風に考えていますけれども、それは結構この都市計画マスタープランには影響が出てくるものでもあると思うので、その辺の整合についても十分考えて頂きたい、という風に思いますので、これも意見です。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、報告事項でございますので、本件につきましては以上とさせていただきます。

本日の議題はすべて終了いたしました。円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。

以後、進行を事務局にお返しします。

事務局

会長、議事の進行をいただきありがとうございました。

ここで、来年以降の都市計画審議会の予定を報告させていただきます。

本日、報告させていただきました、都市計画マスタープランについて、最終案を6月頃に諮問させていただく予定であります。

また、東京都が策定する、住宅市街地の整備方針について、意見照会が来春にございますので、東京都からの照会状況を見ながら、審議会にかけさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところではあると思いますが、御協力の程よろしくお願いいたします。

本日は、慎重なご審議を賜りありがとうございました。

これをもちまして、審議会を閉会させていただきます。